

被災代替償却資産に対する固定資産税の特例適用申告書

令和 年 月 日

(あて先) 長岡市長

申 告 者	住 所 (所在地)
	氏 名 (名称)
	電 話 ()
	個人番号 (法人番号)

能登半島地震により滅失又は損傷した償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産に対し、地方税法第349条の3の4に規定する課税標準額の特例の適用を受けるため、関係資料を添えて申告します。

1 所有者の氏名 (名称)・住所 (所在地)・資産所在地

	氏名又は名称	住所又は所在地	資産所在地
代 替 償却資産			
被 災 償却資産			

※ 代替償却資産：災害により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得した資産又は改良した資産（改良した資産は、当該資産の改良部分）をいいます。
被災償却資産：災害により滅失又は損壊した償却資産をいいます。

2 代替償却資産の種類別内訳

資 産 の 種 類	数 量	取 得 価 額 (円)			
構 築 物					
機 械 及 び 装 置					
船 舶					
航 空 機					
車 両 及 び 運 搬 具					
工 具、器 具 及 び 備 品					
合 計					

※特例の適用要件及び添付書類については、裏面に記載してあります。

<特例の適用要件>

能登半島地震により滅失・損壊した償却資産（以下、「被災償却資産」といいます。）に代わるものとして取得した償却資産（以下「代替償却資産」といいます。）であり、以下の要件に当てはまるものについて、固定資産税の特例が適用されます。

1 適用対象者

- (1) 令和6年1月1日の能登半島地震による被災償却資産の所有者（被災償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む）
 - (2) 売主が所有権を留保している場合における当該被災償却資産の買主
 - (3) (1)、又は(2)の所有者が個人である場合、相続があったときにおける相続人
 - (4) (1)、又は(2)の所有者が法人である場合、合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人、若しくは合併により設立された法人、又は当該法人が分割により被災償却資産に係る事業を承継させたときにおける分割承継法人
- ※ 被災償却資産の所有者とは、令和6年1月1日現在の所有者をいいます。

2 代替償却資産の要件

- (1) 被災償却資産に代わるものとして取得した資産で、次のいずれの要件にも該当すること
 - ・被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの（中古取得を含む）
 - ・代替償却資産が最初に固定資産税を課税されることとなった年度において、被災償却資産が償却資産課税台帳上登録されていない（除却又は売却等の処分がなされている）こと
- (2) 被災償却資産を復旧し、又は補強などを行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの

3 取得期限

令和6年1月1日から令和11年3月31日までの間に取得された償却資産

4 特例率

取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課することとなった年度から4年度分に限り、課税標準額を2分の1に軽減します。
(地方税法第349条の3に規定する課税標準の特例措置が適用される場合には、重ねて適用されます。)

5 提出書類

- (1) 被災代替償却資産に対する固定資産税の特例適用申告書
- (2) 代替償却資産対照表
- (3) 被災償却資産が能登半島地震による災害により滅失又は損壊した旨を証する書類
 - ・被災状況写真、廃棄証明書、マニフェスト、見積書、領収書等
- (4) 災害発生時に被災地に所在・所有したことを証する書類
 - ・被災償却資産が所在した市町村が発行する令和5年度固定資産税に係る償却資産課税台帳登録事項証明書等

※被災償却資産が長岡市内に所在した場合は提出不要
- (5) その他の書類
 - ・被災償却資産の所有者の場合で、令和5年1月2日から被災までの間に被災償却資産を取得した場合：売買契約書、納品書等
 - ・個人の場合：売買契約書等
 - ・相続人の場合：戸籍謄本、遺産分割協議書等
 - ・合併後存続する法人、若しくは合併により設立された法人、または当該法人が分割により被災償却資産に係る事業を継承させたときにおける分割承継法人の場合：法人登記簿謄本

※(3)～(5)の添付書類は写し(コピー)可
※必要に応じて、上記以外の書類の提出をしていただく場合や、被災償却資産の所在地の市町村へ問い合わせをさせていただくことがあります。

6 申告書の提出先

資産税課償却資産係へ提出してください。

住所 長岡市大手通1丁目4番地10 シティホールプラザ「アオーレ長岡」東棟
電話 0258-39-2213